

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
土曜日が  
休みの  
日は、  
翌日の  
翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則(農産園芸課)
- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(福祉保健課)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良事業の認可(農村整備課)
- 漁船災害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意(水産課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)(都市計画課)

### 公布された規則のあらまし

- ◇ 鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則
  - 一 卸売業者がせり売又は入札の方法以外の方法により卸売をすることができる物品に、新たにかぼちゃ、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじを加えることとした。
  - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「ばれいしよ」の下に、「かぼちゃ」を加え、「及びまめもやし」を「まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条の規定に基づき、指定医療

機関から指定を辞退する旨の届出があったので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|          |                |           |
|----------|----------------|-----------|
| 名 称      | 住 所 又 は 所 在 地  | 辞 退 年 月 日 |
| 有限会社森下薬局 | 八頭郡智頭町大字智頭一六七六 | 平成七年一月三十日 |

鳥取県告示第五十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定番号    | 種 別           | 図 書 類                          |                 | 発行記号等   | 表示された名 |
|---------|---------------|--------------------------------|-----------------|---------|--------|
|         |               | 題 号                            | 類               |         |        |
| 5 2 2 3 | 雑誌その他<br>の刊行物 | マ ス カ ッ ト ノ ー ト<br>1 9 9 4 1 0 | 雑 誌<br>08345-10 | (株)大洋書房 |        |
| 5 2 2 4 | 〃             | S U G A R<br>1 9 9 4 1 2 月 号   | 雑 誌<br>04167-12 | (株)サン出版 |        |
| 5 2 2 5 | 〃             | 投稿ニヤンニヤン写真<br>1 9 9 4 1 2 月 号  | 雑 誌<br>16747-12 | (株)サン出版 |        |

|         |       |                                |                        |                   |
|---------|-------|--------------------------------|------------------------|-------------------|
| 5 2 2 6 | 〃     | 投稿ニヤンニヤン写真<br>1 9 9 4 1 2 月 号  | 雑 誌<br>16748-12        | (株)サン出版           |
| 5 2 2 7 | 〃     | 投稿ニヤンニヤン倶楽部<br>1 9 9 4 1 0     | 雑 誌<br>06983-10        | (株)白夜書房           |
| 5 2 2 8 | 〃     | オ レ ソ ン ジ 通 信<br>1 9 9 4 . 1 2 | 雑 誌<br>02189-12        | (株)東京三世社          |
| 5 2 2 9 | 〃     | 危 険 な 欲 望<br>〃                 | BOOK NO.<br>ANG-34     | DANDY.<br>P L A N |
| 5 2 3 0 | 〃     | 花 び ら 回 転<br>〃                 | ISBN-06-<br>2532 BQ36  | トラクテイル<br>プ       |
| 5 2 3 1 | 〃     | 女子畜生SMプレイのすべて<br>〃             | ISBN-4-<br>88263-422-8 | さーくる社             |
| 5 2 3 2 | 〃     | カ ヌ ラ 天 国<br>1 9 9 4 1 2 月 号   | 雑 誌<br>13724-12        | (株)日本出版社          |
| 5 2 3 3 | 〃     | む れ む れ 乙 女<br>〃               | NO. 37                 | 北 陽 出 版           |
| 5 2 3 4 | 〃     | 巨 乳 も み 殺 し<br>〃               | NO. 38                 | 北 陽 出 版           |
| 5 2 3 5 | 〃     | 過 激 通 信<br>4 月 号               | 不 明                    | 日 共 出 版 社         |
| 5 2 3 6 | 〃     | ス ペ シ ャ リ ー S M<br>〃           | ISBN-7567<br>-0186-8   | 隅 田 書 院           |
| 5 2 3 7 | 〃     | テ ラ ベ っ び ん<br>1 9 9 4 1 0     | 雑 誌<br>16487-10        | 英 知 出 版           |
| 5 2 3 8 | 〃     | 漫 画 ボ ン<br>3 月 号               | 雑 誌<br>18327-3         | 株 式 会 社<br>大 都    |
| 5 2 3 9 | 〃     | COMICペンギンクララ山賊版<br>3 月 号       | 雑 誌<br>17973-3         | 辰 巳 出 版 社         |
| 5 2 4 0 | 〃     | COMICキヤンクラータイム<br>3 月 号        | 雑 誌<br>12911-3         | 富 士 美 出 版 社       |
| 5 2 4 1 | 〃     | フ ラ ソ ン タ ジ ー カ ク ナ ル<br>4     | 雑 誌<br>17899-4         | 富 士 美 出 版 社       |
| 5 2 4 2 | 〃     | オ レ ソ ン ジ ク ラ ブ<br>3 月 号       | 雑 誌<br>02195-3         | 雄 株 式 会 社         |
| 5 2 4 3 | 〃     | COMICペンギンクララ<br>3 月 号          | 雑 誌<br>17999-3         | 辰 巳 出 版 社         |
| 5 2 4 4 | 録画テープ | 素人初脱ぎビデオ 解禁18歳<br>〃            | 不 明                    | 不 明               |

鳥取県告示第百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|      |           |           |
|------|-----------|-----------|
| 氏 名  | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日    |
| 嶋田克子 | 鳥薬第九一七号   | 平成七年二月二十日 |

鳥取県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）小鴨地区農業用排水及び暗きょ排水）を平成七年二月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意が

あったものと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中山加入区 御来屋加入区

鳥取県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 四・五・一号 ニュータウン中央公園

三 事業施行期間

昭和六十一年十一月二十一日から平成十年三月三十一日まで

（変更前 昭和六十一年十一月二十一日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 鳥取市若葉台南一丁目

変更する部分 鳥取市紙子谷字門上谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、

字元結西側及び字袋谷口

2 使用の部分

変更する部分 鳥取市紙子谷字元結並びに香取字権現

鳥取県告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 六・五・一号 関金総合運動公園

三 事業施行期間

昭和六十年七月五日から平成十年三月三十一日まで

（変更前 昭和六十年七月五日から平成七年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】